

May 2014



## 相続の承認・放棄について

以前、本ニュースレターで遺言について取り上げましたが、相続に関しては他にもあらかじめ知っておくことが有用な制度があります。そこで、このあと何度かにわたり、相続にまつわる諸制度のご紹介をしたいと思います。まず今回は、相続の承認・放棄の制度について解説します。

### 「相続する？しない？」を選ぶ自由

相続は、被相続人の死亡と同時に開始します（民法 896 条）。

（相続の一般的効力）

第 896 条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

ここで、「一切の権利義務を承継する」とあるとおり、相続人は被相続人のすべての財産・権利義務を承継することになっており、その対象には、不動産・預貯金・金融資産等のプラスの財産（積極財産）だけでなく、借金等のマイナスの財産（消極財産）も含まれます。したがって、被相続人に多額の負債があり、その額が積極財産を上回るようなケースでは、相続人には結果として負債だけが残し、酷な結果となることもあります。また、例えば親の相続で、家制度の意識の名残や、事業承継

等との関係で、長男だけに積極・消極財産とも相続させて他の相続人は相続を辞退したい、ということもあるでしょう。

明治民法下では、家制度が強固であり、推定家督相続人は相続を放棄することはできない、とされていました。これに対し、家制度を廃した近代市民法としての現行民法のもとでは、相続自由の立場に立つことを明らかにし、相続をするか（承認）、相続をしないか（放棄）を選択できるようにしたのです。

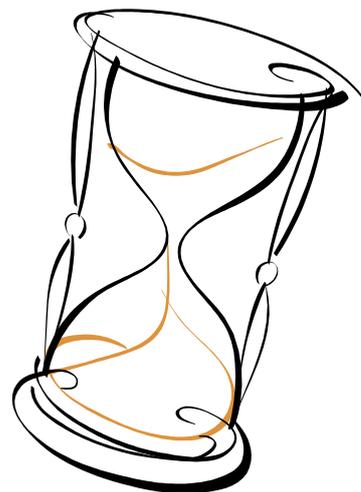
「相続の放棄」とは、相続開始によって被相続人に属していた一切の権利義務が、相続人に当然帰属する効果を拒否する行為、をいいます。

「相続の承認」には「単純承認」と「限定承認」があり、「単純承認」とは全面的に相続を承認すること、「限定承認」とは、被相続人の債務は相続財産の範囲で返済し相続人自身の財産は債務の返済にはあてないという留保つきで承認すること、をいいます。

### 相続の放棄はいつまでにすればいいの？

相続の承認・放棄は、相続人が「相続の開始があったことを知った時」から「3 か月以内」にしなければなりません（民法 915 条 1 項）。この期間は、相続人に考える時間を与えるために設けられたものである一方、相続による権利関係を早期に安定させようという相続債権者に配慮したのもでもあり、専門的にはこの期間を「熟慮期間」と言います。

しかし、被相続人が亡くなった後は、葬儀の手配などに追われ、悲しみに暮れ、相続のことを考えるのは四十九日を過ぎてから…などと思っていると、慌ただしさのうちに3 か月などあっという間に過ぎてしまいます。したがって、どなたかが亡くなったときには、相続人の方はこの期間に留意しておく必要があります。



(相続の承認又は放棄をすべき期間)

第 915 条 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

2 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

なお、東日本大震災のあとには、被災による生活の混乱のために、この期間内に相続放棄・承認の判断や申立手続きをすることが困難なケースが想定されたため、一定範囲の被災者が相続の承認・放棄をすべき期間を平成 23 年 11 月 30 日まで延長する特例法が制定されました（東日本大震災に伴う相続の承認または放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律）。

### 熟慮期間はいつからカウントするの？

熟慮期間は、「相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」（民法 915



条 1 項) から起算しますが、これは、①被相続人が死亡したこと、②自分が相続人になったことの両方を知ったときと解釈されています。では、被相続人の死亡後 3 か月を過ぎてから、被相続人に多額の借金があったことを知ったような場合はどうなるのでしょうか？

最高裁昭和 59 年 4 月 27 日判決は、このようなケースでの熟慮期間の起算点について、つぎのように判断しています。

熟慮期間は、原則として、相続人が前記の各事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人が、右各事実を知った場合であっても、右各事実を知った時から三か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人において右のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするは相当でないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識すべき時から起算すべきものと解するのが相当である。

実務では、熟慮期間を経過してからなされる相続放棄事案は少なくないようです。被相続人との生活関係が希薄であってそもそも死亡を知るのが遅れたり、死亡は知っていたがその経済状態を知らなかったり、生活を共にしていたとしても死亡後数年を経てから多額の保証債務があることをはじめて知って驚いたり、というケースはあり得るでしょう。熟慮期間内に相続財産について調査して判断することが基本的な対応ですが、仮にこの期間を過ぎてしまってから新たな債務が判明するなどして、相続放棄をしたい状況となった場合には、あきらめず、放棄が可能な事情にあたるかを検討する余地がある、ということになります。

### **相続の承認・放棄をしたことによる効果は**

相続放棄をすると、放棄をした相続人ははじめから相続人ではなかったとみなされます（民法 939 条）。その結果、次順位の者が相続人になったり、相続人同士の取得割合が変わったり、他の者の相続関係に影響が出てくることになります。一度した相続の承認・放棄は、熟慮期間中でも撤回できないのが原則です（民法 919 条 1 項）。

## 法定単純承認（承認したとみなされる場合）に注意！

相続放棄をするか否か決めかねているときに、相続人が注意しなければならないことがあります。それは、「法定単純承認」といい、一定の場合に相続の承認をしたと「みなされる」場合がある、ということです。単純承認としたとみなされるのは、つぎの3つのケースです。

- ① 相続人が相続財産の全部または一部の処分をした場合
- ② 3か月の熟慮期間を徒過した場合
- ③ 相続財産の隠匿などの背信行為をした場合

②は相続放棄可能な期間の徒過によるものですが、特に留意すべきは①のケースです。「処分」とは財産の現状・性質を変える行為を指します。相続財産の売却等の法律行為だけでなく、相続財産である家屋の取り壊しや動産の毀損などの事実行為も含まれます。財産の現状を維持するのに必要な行為は「保存行為」ということになり、処分とは区別されます。

## 形見分けや葬儀費用の支払いも、相続の承認になってしまうの？

具体的には、たとえば、形見分けはどうでしょうか。これについては、経済的価値があるとはいえない軽微な慣習上の形見分けは、単純承認の効果を生じない、と解されています。しかし、高価な宝石やある程度価値のある財産を形見分けとして分配してしまうと、単純承認とされてしまうリスクがあります。「処分」性は、相続財産全体の額、被相続人・相続人の財産状態、当該処分の性質等を総合的に考慮して判断する、とされています。



葬儀費用はどうでしょうか。死亡後すみやかに支出を要するものであり、相続についての判断をする前に、被相続人の預貯金等から支出する場合もあると思います。葬儀費用については、相続財産から支出した葬儀費用が社会的にみて不相当に高額でなければ「処分」にあたらないと判断された事例があります。

ここでは、身近な形見分け・葬儀費用について取り上げましたが、個別のケースで判断に迷うものについては、意図せず相続の承認（相続放棄ができなくなる）という効果を生じることのないよう、慎重に考える方が安全だと思います。

### どのような手続きで行うか

相続の承認については、届出等の手続きは不要です。

一方、相続放棄をする場合は、熟慮期間内に家庭裁判所に相続放棄の申述の手続きをする必要があります。家庭裁判所は、法定の方式を充たしているか、放棄が真意に基づくものであるか等の要件を審査し、受理するかどうかの判断をします。

なお、相続の放棄は相続開始後ではなくては行うことができません。被相続人や他の相続人の意向で、特定の相続人にあらかじめ相続放棄をさせておきたいと考えるケースもあるかもしれませんが、制度上認められていません（遺留分の放棄の制度はありますが、その可否も、家庭裁判所で慎重に審査されます）。

相続財産が外国にあって調査が困難な場合など、熟慮期間は家庭裁判所に申請して延長が認められることも念頭においておくといよいでしょう（民法 915 条 1 項但書き）。相続放棄、特にイレギュラーなケースである熟慮期間経過後の相続放棄や、期間の延長申請などについては、詳細は専門家に相談して下さい。

### 限定承認について簡単に

限定承認をする場合も、相続放棄と同様、熟慮期間内に家庭裁判所に申請することが必要ですが、司法統計を見ると、全国の家庭裁判所におけるここ 10 年程度の相続放棄受理件数が年間 14 万～16 万件の桁で推移しているのに対し、限定承認受理

件数は年間 1000 件程度が続いており、それほど利用されていません。

相続人が複数いる場合、限定承認は相続人全員が共同して行う必要がありますし、積極・消極財産をリストにした目録を提出しなければなりません。申請が受理されたら、相続財産管理人等が選任され、相続財産の管理や債権者への返済などの清算手続きを行うことになります。

限定承認の効果はどのようなものでしょうか。相続人は、相続によって被相続人の債務を承継はしますが、相続によって得た範囲でだけ返済すればよい、という有限責任を負う状態になります。たとえば、預貯金が 300 万円、債務が 1000 万円の相続財産を、もともと 2000 万円の資産を持っている相続人が限定承認した場合、債権者は 300 万円の範囲でしか借金の返済を求めることはできない、ということです。相続人が自分の財産から残り 700 万円の財産を返済することは自由ですが、一度返済したら返還を求めることはできません。

法律学上、「自然債務」という特殊な債務があります。国家権力による履行の強制ができない債務をいいます。たとえば、時効期間が過ぎた借入金債務のようなたどえがわかりやすでしょう。債務者（借主）が任意に返済すれば有効な弁済です。しかしながら、債権者（貸主）は裁判所に訴えて、強制的に貸金を取り立てることはできません。債務者は、必ず時効の抗弁を主張するからです。限定承認をした債務のうちプラスの財産を超過する部分は、この「自然債務」の一種として説明できます。

#### 参考文献

「相続における承認・放棄の実務 Q&A と事例」

（雨宮則夫他著/新日本法規/平成 25 年）

「民法（9）相続〔第 4 版〕」（遠藤浩他編/有斐閣/1998 年）ほか

コラム ～天秤の中を覗いてみてください～

当事務所の所属弁護士の名刺左角には、ブルーの台座の天秤のマークがプリントされています。台座には、小さく文字が刻んであります。

Jus est ars boni et aequi.

読めますでしょうか？ 発音は「ユス エスト アルス ボニ エト アエクイ」という感じでしょうか。

これは、ラテン語の法格言であり、英文に置き換えると、

Law is the science of what is good and just  
(または…good and the equitable)

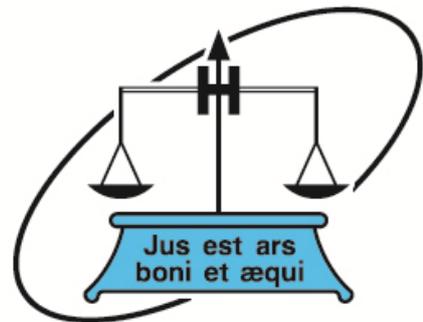
となります。「法律は、善と衡平の科学である」というところでしょうか。

この格言は、ローマ法学者ウルピニアヌスが、同じくローマ法学者・実務家であったケルスス（70～140ca）の言葉として、「ローマ法大全」の中で援用しているものです。

法律の意義を、「善」「衡平」という価値と結びつけて説明をしています。

法格言には、このほかにも様々含蓄に富むものがあります。

Omnes homines aequales sunt.（すべての人間は同じである、ローマ法）などは、今回のテーマに関わる「法の下での平等」に近そうですが、当時の万民法のもとでは奴隷制が認められており、現代的な発想での「法の下での平等」とは、どうやら違うようですね。



（参考文献）

BLACK'S LAW DICTIONARY

「法格言の知恵」（ヨンパルト、ホセ著、上智法学論集 36）

「リーガル・マキシム Legal Maxims 現代に生きる法の名言・格言」（吉原達也ほか編著、三修社、2013）